

第1条 次に掲げる通知の規定中「印」を削る。

- 一 ミバエ類排除確認調査実施要領（昭和52年12月13日付け52農蚕第7472号農蚕園芸局長通達）別記様式1
- 二 不用船（機）用品取締り実施要領（平成14年1月21日付け13生産第3264号）別記様式3
- 三 家畜衛生講習会実施要項（平成19年4月2日付け18消安第13860号農林水産省消費・安全局長通知）別記様式
- 四 プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について（平成22年2月17日付け21消安第12215号消費・安全局長通知）別記様式4

第2条 次に掲げる通知の規定中「㊤」を削る。

- 一 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）第1号様式及び第2号様式
- 二 種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）第2号様式及び第5号様式
- 三 病害虫防除所設置届出等の様式について（昭和60年9月9日付け60農蚕第5023号農蚕園芸局長通達）別紙Ⅰから別紙Ⅲまで
- 四 第67条 テンサイシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成30年3月27日付け29消安第6597号消費・安全局長通知）別記様式第2号及び別記様式第7号
- 五 登録代行機関の登録実施要領（令和元年7月30日付け元消安第1389号消費・安全局長通知）別記様式
- 六 米国向けうんしゅうみかん生果実輸出検疫実施要領（令和2年3月4日付け元消安第5031号消費・安全局長通知）第1号様式、第4号様式及び第6号様式

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

- 一 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）3（1）ウ
- 二 フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 三 台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）5（3）ア
- 四 台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びいし生果実に関する植物検疫実施細則（昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号農蚕園芸局長通達）5（3）ア
- 五 消毒が行われるカナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号農蚕園芸局長通達）4（1）ウ
- 六 アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 七 ニュージーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 八 フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）4（4）
- 九 中華人民共和国産いし生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）4（4）
- 十 オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達）5（2）ウ
- 十一 スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年9月17日付け8農産第5863号農産園芸局長通達）3（1）ウ及び3（2）エ
- 十二 台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8722号農産園芸局長通達）3（4）
- 十三 アメリカ合衆国産せいようすもの生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年3月27日付け12生産第1143号生産局長通達）4（2）ウ
- 十四 チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年10月31日付け13生産第5599号生産局長通達）3（2）ウ
- 十五 アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10776号生産局長通知）1（3）
- 十六 オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日付け16消安第9372号消費・安全局長通達）3（2）ウ

第4条 植物防疫法に基く提出書類の様式について（昭和27年5月2日付け27農局第527号）の一部を次のように改正する。